

## 役員報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みかん会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、選任委員をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事報酬（賞与、退職慰労金）
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬別表第1に定める額
- (2) 賞与別表第2に定める算式により算出される額（※支給する場合）
- (3) 退職慰労金別表第3に定める算式により算出される額（※支給する場合）

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬毎月10日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日）
- (2) 賞与毎年6月及び12月

(3) 退職慰労金任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は、平成 29 年 6 月 29 日より施行する。

令和 元 年 8 月 1 日より、改正実施する。

令和 2 年 1 1 月 1 日より、改正実施する。

令和 4 年 4 月 1 日より、改正実施する。

別表第1（理事長及び常勤理事の俸給表）

1) 理事長の月額報酬

	1 等級	2 等級	3 等級
1 号俸	300,000	500,000	700,000
2 号俸	400,000	600,000	800,000
3 号俸	500,000	700,000	900,000
4 号俸	600,000	800,000	1,000,000

2) 常勤理事の月額報酬

	1 等級	2 等級	3 等級
1 号俸	250,000	325,000	450,000
2 号俸	300,000	375,000	500,000
3 号俸	350,000	425,000	550,000
4 号俸	400,000	475,000	600,000
5 号俸	450,000	525,000	650,000
6 号俸	500,000	575,000	700,000

別表第2（理事長及び常勤役員の賞与）

6月の賞与報酬月額×1.5か月分

12月の賞与報酬月額×1.5か月分

別表第3（理事長及び常勤役員の退職金算定式）

最終報酬月額×係数（下記在任期間に応じて）

在任 期間	支給 係数	在任 期間	支給 係数	在任 期間	支給 係数	在任 期間	支給 係数	在任 期間	支給 係数
1	0.522	11	7.7256	21	22.1850	31	37.1490	41	47.5890
2	1.0440	12	8.4912	22	23.9250	32	38.1930	42	48.6330
3	1.5660	13	9.2568	23	25.6650	33	39.2370	43	49.5900
4	2.0880	14	10.0224	24	27.4050	34	40.2810	44	49.5900
5	2.6100	15	10.7880	25	29.1450	35	41.3250	45	49.5900
6	3.1320	16	13.3893	26	30.5370	36	42.3690	46	49.5900
7	3.6540	17	14.6421	27	31.9290	37	43.4130	47	49.5900
8	4.1760	18	15.8949	28	33.3210	38	44.4570	48	49.5900
9	4.6980	19	17.1477	29	34.7130	39	45.5010	49	49.5900
10	5.2200	20	20.4450	30	36.1050	40	46.5450	50	49.5900

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1ヶ月に切り上げる。

※係数の根拠としては独立行政法人福祉医療機構退職金共済制度の支給乗率表に基づく。

別表第4（非常勤の役員の報酬）

理事、監事、選任委員

	日 額
会議等への出席 2時間以内	5,153 円
2時間を超えるとき	7,214 円

別表第5（評議員の報酬）

	日 額
会議等への出席 2時間以内	5,153 円
2時間を超えるとき	7,214 円